

伊賀市設計業務等技術者配置基準

平成 27 年 6 月 1 日施行

伊賀市における測量、調査、設計等業務委託（以下「設計業務等」という。）に配置する技術者については、土木関係建設コンサルタント業務委託は下記の事項及び「(別表 1) 技術者配置基準」によるものとし、その他の設計業務等は「(別表 2) 測量・調査業務委託に係る資格者認定基準」によるものとする。

記

1. 管理技術者及び照査技術者として、技術士又はこれと同等の能力を有する技術者（技術管理者、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）、あるいは実務経験者のいずれかを発注条件に照らし合わせて配置すること。ただし、市内・準市内業者が配置する管理技術者は、一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札の執行日、随意契約の場合は見積合わせの執行日時点で本市に登録のある者とする。

2. 管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。

3. 管理技術者は、打合せ等に必ず出席すること。

4. 定義

(1)「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行う者で、伊賀市設計業務等標準委託契約約款第 10 条第 1 項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。

(2)「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者をいう。

委託者が設計図書（仕様）に配置を定める場合には、受託者がその氏名及びその他必要な事項を委託者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

(3)「技術士」とは、技術士法に基づき行われる国家試験に合格し、登録された者をいう。

(4)「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号に該当するもので、国土交通大臣が認定した者をいう。

- ・ 当該部門に関し 30 年以上の実務経験を有する者
- ・ 大学又は高等専門学校卒業後、当該部門に関し 20 年以上の実務経験を有する者

- ・ 当該部門外の技術士で、当該部門に関し10年以上の実務経験を有する者
- ・ 当該部門に関するシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格取得後5年以上の実務経験を有する者
- ・ 当該部門に関する技術士試験合格者

(5) 「シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）」とは、(社)建設コンサルタンツ協会の定款第46条に基づくRCCM資格制度施行規定第4条の規定に合格し、第8条の登録をした者をいう。

※建設コンサルタンツ協会により登録されたRCCMの専門部門

1	河川、砂防及び海岸・海洋部門	1 2	地質部門
2	港湾及び空港部門	1 3	土質及び基礎部門
3	電力土木部門	1 4	鋼構造及びコンクリート部門
4	道路部門	1 5	トンネル部門
5	鉄道部門	1 6	施工計画、施工設備及び積算部門
6	上水道及び工業用水道部門	1 7	建設環境部門
7	下水道部門	1 8	機械部門
8	農業土木部門	1 9	水産土木部門
9	森林土木部門	2 0	電気電子部門
1 0	造園部門	2 1	廃棄物部門
1 1	都市計画及び地方計画部門		

(6) 実務経験者

- ・ 大学卒業者にあつては、建設コンサルタント業務等に10年以上の実務経験を有する者
- ・ 短期大学もしくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント業務等について12年以上の実務経験を有する者
- ・ 高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント業務等に14年以上の実務経験を有する者

(別表1) 技術者配置基準

業務の程度	業務内容	発注基準	管理技術者	照査技術者
簡易な業務 (A) (設計金額 300 万円未満は原則としてここに分類する)	・小規模な道路、農道、水路又は災害復旧の設計等	右記の技術者が配置可能なこと	技術士、技術管理者、RCCM、実務経験者の内 1 名	技術士、技術管理者、RCCM、実務経験者の内 1 名 (設計金額 300 万円未満の場合は資格を問わない)
			部門を問わない	部門を問わない
標準的な業務 (B)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路 ・河川 ・農道 ・擁壁 ・下水道 (開削) ・単純橋 ・河川構造物 (護岸、床止工、樋門、樋管) ・流路工 ・山復工事等 	右記の技術者が配置可能なこと	技術士、技術管理者、RCCMの内 1 名	技術士、技術管理者、RCCM又は実務経験者の内 1 名
			部門指定	部門を問わない
高度な業務 (C)	<ul style="list-style-type: none"> ・連続橋 ・河川構造物 (排水場) ・シールド及び推進工法等 	右記の技術者が配置可能なこと (技術士が 1 名以上いること)	技術士	技術士、技術管理者、RCCMの内 1 名
			部門指定	部門指定
難度の高い業務 (D)	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊橋梁 ・治水 ・多目的ダム ・下水道処理場設計 	右記の技術者が配置可能なこと (技術士が 2 名以上いること並びに設計内容により複数の部門指定があること)	技術士	技術士
			部門指定	部門指定

(別表2) 測量・調査業務委託に係る資格者認定基準

業 務 種 別	作業種別	作業における対象者			資格者認定基準
		契約約款 (届出者)	共通仕様書 (資格者)	検査要領 (立会者)	
測 量 業 務	測量作業共通仕様書の業務	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	① 測量士資格取得者
補 償 コ ン サ ル タ ン ト	土地調査部門 ① 土地の権利者の氏名及び住所の調査 ② 土地の所在、地番、地目、面積並びに権利の種類及び内容の調査 ③ 土地境界確認等〔測量法第3条に規定する測量は含まない。〕	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	① 補償コンサルタント登録規定により各登録部門で補償業務管理者として登録された者 ② (社) 日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士 ③ 物件部門のうち建築物に関するものについては、建築士法により登録を受けた建築士事務所の建築士 ④ その他の資格者及び実務経験者 (1) 各補償業務に関し7年以上の実務経験者 (2) 補償業務全般の指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験者 (3) 各補償部門において、三重県が発注した補償業務に関して1年以上の実務経験を有する次の各号に該当する資格者 ア 土地調査部門 (測量と併せて発注する場合) 測量業務の資格者認定基準に該当する測量士 イ 土地評価部門 不動産鑑定士 ウ 物件部門 (ア) 木造建物調査及び木造特殊建物調査 1級、2級及び木造建築士
	土地評価部門 ① 土地評価のための同一状況地域の区分等 ② 残地等の損失補償の調査等〔不動産の鑑定評価は含まない。〕	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
	物件部門 ① 木造建物、一般工作物、立木等の損失の調査等 ② 木造建物若しくは非木造	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	

		建物の特殊建物等の調査等				(イ) 非木造建物調査又は移転工法及び予備調査 1級建築士 (ウ) 簡易な工作物及び立竹木調査（用地測量と併せて 発注する場合。ただし、積算業務を除く。） 測量業務の資格者認定基準に該当する測量士
		機械工作物部門 機械工作物の調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
		営業補償・特殊補償部門 ① 営業補償の調査等 ② 漁業権等の消滅等の調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
		事業損失部門 事業損失に関する調査等	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
		補償関連部門 ① 意向調査、生活再建調査等 ② 補償説明等の調整等 ③ 事業認定申請図書の作成	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	
地質調査業者	地質調査業者	〔コンサルタント業務〕 地質概査 地表地質調査 物理探査 弾性波探査 総合解析	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	① 地質調査業者登録規程の指定する技術部門（選択科目）で登録した技術士 ② 地質調査業者登録規程により登録された技術管理者（技術士を除く。）
		〔現場における調査業務〕 地質調査共通仕様書の業務 (地質・土地調査・試験に関する業務)	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	主任技術者	① 地質調査業者登録規程により現場管理者に登録された者 ② (社) 全国地質調査業協会連合会の認定する地質調査技士 ③ 実務経験者 (1) 大学・高専で土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。）、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学を修得し、かつ、8年以上の実務経験者 (2) 高校で土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。）、建築学、地質工学又は機械工学を修得し、かつ、10年以上の実務経験者

						<p>(3) その他の者にあつては、12年以上の実務経験者</p> <p>④ その他の資格者 土木関係建設コンサルタントにおける技術管理者又はRC CM(「地質」又は「土質及び基礎」部門に限る。)</p>
建築士事務所等	建築設計業務	建築設計業務	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	—	<p>① 1級建築士、構造設計1級建築士、設備設計1級建築士、2級建築士及び木造建築士</p> <p>② 設備関係における資格者</p> <p>(1) 建築設備資格者として登録された建築設備士</p> <p>(2) (社)空気調和・衛生工学会の定める空気調和・衛生工学会設備士として登録された学会設備士</p>

※この資格者認定基準にいう実務経験年数については、同時に2以上の部門を担当した場合であっても、期間の重複は認めない。ただし、測量業務と用地調査等④(3)ア及びウ(ウ)の重複のみ例外とする。